

糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会

糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会（委員長・古畑浩一、副委員長・畑野久一）は、大野区から提出された「請願第3号 糸魚川市一般廃棄物最終処分場（大野埋立地）の安全対策に関する請願」の審査を行うため、議長を除く28人の構成で本定例会初日に設置されました。

審査の過程において、清掃センター及び一般廃棄物最終処分場の視察を行うとともに、大野区長をはじめ大野区の役員の皆様から請願の趣旨について説明をいただき、意見交換を行っております。

また、委員会協議会として清掃センターの設計、製造、運転管理を委託している企業及び有害物質の発生、溶出を抑える添加薬剤の製造、納入業者からも聞き取り調査を行っております。

会期を延長し、都合5回にわたり審査を行った結果、請願第3号については願意妥当として採択し、あわせて今後の対応について「糸魚川市一般廃棄物最終処分場の安全対策に関する決議」（下記）を提出することとして結審しております。

なお、同決議については、本定例会最終日の本会議において、全会一致で決議されております。

糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会



畑野副委員長



古畑委員長



▲応急的な対策が施された大野埋立地

糸魚川市一般廃棄物最終処分場の安全対策に関する決議

新潟県が実施した一般廃棄物最終処分場機能検査において、薬剤処理後のばいじんから基準値を超える「水銀又はその化合物」が検出され、基準値を超えたばいじんを一般廃棄物最終処分場に埋め立てていたことは、大変由々しい問題であり、飛灰の分析結果において基準値を超えていたデータを長年にわたり見過ごしていたことは、行政の職務怠慢の責めを免れない重大な過失であり、大野区民を始め多くの市民に多大な不安を与えた。

また、その後の対応に迅速性を欠き、地元との約束を履行できなかったことから大野区より一般廃棄物最終処分場への一般廃棄物の搬入の停止の申入れがなされたことは、結果として市の危機管理体制の不備と事の重大さに対する認識の欠如を指摘せざるを得ない。

当特別委員会においては、大野区から提出された「請願第3号 糸魚川市一般廃棄物最終処分場（大野埋立地）の安全対策に関する請願」の審査の過程において、事件発生経過と原因究明について、一般廃棄物最終処分場の安全対策及び責任の明確化について質疑を行ってきたが、いずれの項目においても満足できる答弁を得ることができなかった。

よって、今後の対応に当たっては、下記事項に十分配慮するよう強く要請する。

記

- 1 災害対応に匹敵する重大事件であることを深く認識し、全庁をあげて事態の収拾に努め、市民の信頼回復を図ること。
- 2 一般廃棄物最終処分場の応急的及び恒久的安全対策を早急に整理し対応するとともに、特に応急的安全対策については、完了期限を明記した上で速やかに完了するよう万全を期すこと。
- 3 大野区民の不安を一刻も早く払拭するよう誠意ある対応を行い、信頼回復に努めるとともに、一般廃棄物の搬入停止措置の一日も早い解除に向けて最大限の努力を傾注すること。
- 4 基準値を超える「水銀及びその化合物」が検出され、埋立処理された結果について、糸魚川市清掃センターごみ処理施設の運転管理業務委託企業の責任の所在を明確化すること。
- 5 かかる不祥事が二度と発生することの無いよう企業側と十分なる協議を行い、対応をシステム化するとともに、その内容を関係職員に十分理解させ業務に当たらせること。

以上決議する。

平成21年3月25日

糸魚川市議会